

議会議案第1号

加賀市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を次のとおり加賀市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年3月19日

加賀市議会議長 山口 忠 志 様

提 出 者

加賀市議会議員	中 川 敬 雄	加賀市議会議員	上 田 朋 和
//	福 永 哲 也	//	辰 川 志 郎
//	上 野 清 隆	//	稲 垣 清 也
//	若 林 高	//	中 谷 喜 英
//	荒 谷 啓 一	//	林 直 史
//	東 野 真 樹	//	林 茂 信
//	南 出 貞 子	//	林 俊 昭

加賀市議会委員会条例の一部を改正する条例

加賀市議会委員会条例(平成17年加賀市条例第218号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号イ中「政策企画部」を「危機対策部」に改め、同号ウ中「イノベーション推進部」を「産業部」に改め、同号エを削り、オをエとし、カをオとし、キをカとし、クをキとし、ケをクとし、コをケとし、同項第2号ア中「市民健康部」を「市民生活部」に改め、同号イ中「教育委員会」を「健康福祉部」に改め、同号ウ中「加賀市医療センター」を「教育委員会」に改め、同号エ中「加賀看護学校」を「病院事業局」に改める。

第3条第1項ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日を経過しても後任の常任委員が選任されない場合は、前任の常任委員は、後任の常任委員が選任されるまで在任する。
- 4 第7条第2項の規定により後任の常任委員の選任があった場合は、前任の常任委員の任期は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該選任の時までとする。

第6条第3項中「存在」を「在任」に改める。

第7条第2項中「委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する」を「常任委員及び議会運営委員の指名を、任期の末日前においても行うことができる」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の加賀市議会委員会条例第2条第1項第1号及び第2号の規定による常任委員会において審査又は調査を継続している事件は、この条例による改正後の加賀市議会委員会条例第2条第1項第1号及び第2号の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託された事件とみなす。

議会議案第2号

加賀市市民主役条例の一部を改正する条例

上記の議案を次のとおり加賀市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年3月19日

加賀市議会議長 山口 忠 志 様

提 出 者

加賀市議会議員	中 川 敬 雄	加賀市議会議員	上 田 朋 和
//	福 永 哲 也	//	稲 垣 清 也
//	上 野 清 隆	//	中 谷 喜 英
//	荒 谷 啓 一	//	林 直 史
//	東 野 真 樹	//	林 茂 信
//	南 出 貞 子		

加賀市市民主役条例の一部を改正する条例

加賀市市民主役条例(平成24年加賀市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「策定しなければならない」を「策定することができる」に改め、同条同2項中「総合計画の」を「総合計画を策定したときは、その」に改め、同条第3項中「総合計画が」を「総合計画を策定したときは、」に改める。

第21条第2項中「総合計画に」を「総合計画を策定したときは、これに」に改める。

第22条第1項中「総合計画に」を「総合計画を策定したときは、これに」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、予算を編成するときは、計画的で健全な財政運営を図らなければならない。

第23条第1項中「総合計画に」を「総合計画を策定したときは、これに」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議会議案第3号

北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発を推進することを求める決議

上記の議案を次のとおり加賀市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年3月19日

加賀市議会議長 山口 忠志 様

提出者

加賀市議会議員	上 田 朋 和	加賀市議会議員	南 出 貞 子
//	福 永 哲 也	//	稲 垣 清 也
//	上 野 清 隆	//	中 谷 喜 英
//	荒 谷 啓 一	//	林 直 史
//	東 野 真 樹	//	林 茂 信
//	中 川 敬 雄		

北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発を推進することを求める決議

北朝鮮による日本人拉致問題(以下「拉致問題」という。)は、我が国の主権並びに国民の生命及び安全に関わる最重要課題であり、決して風化させてはならない問題である。

特に、これまで拉致問題に触れる機会の少なかった若年層に対して、拉致問題が過去の出来事ではなく、今なお続く許し難い人権侵害であり犯罪行為であることへの理解を深めるための広報啓発を推進することが重要である。

若年層への広報啓発の取組の一環として、国は令和5年4月、「北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品の活用促進等について(依頼)」を発出した。

これを受け、学校等において、アニメ「めぐみ」等の活用や「北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール」への参加等を通じて拉致問題に対する理解の促進が図られてきたところである。しかし、一層の世論喚起に向けては、これらの取組の継続に加え、更なる取組の充実が重要である。

よって、本議会は、拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発を推進し、更なる取組の充実を図っていくことを強く求める。

以上、決議する。

令和8年3月19日

石川県加賀市議会

議会議案第4号

重度障害者の地域生活を支える制度の充実を求める意見書

上記の議案を次のとおり加賀市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年3月19日

加賀市議会議長 山口 忠志 様

提 出 者

加賀市議会議員	南 出 貞 子	加賀市議会議員	上 田 朋 和
//	福 永 哲 也	//	辰 川 志 郎
//	上 野 清 隆	//	稲 垣 清 也
//	若 林 高	//	中 谷 喜 英
//	荒 谷 啓 一	//	林 直 史
//	東 野 真 樹	//	林 茂 信
//	中 川 敬 雄	//	林 俊 昭

重度障害者の地域生活を支える制度の充実を求める意見書

2006年、国際連合において障害者権利条約が採択され、我が国においても、これを契機として障害者基本法の抜本的改正や障害者差別解消法の施行等により、障害者施策に関する法整備が進められてきた。これにより、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、地域で支え合いながら共に暮らす「共生社会」の実現に向けた大きな進展が認められる。

一方、現状では家族による献身的な介護・支援に頼らざるを得ず、保護者の高齢化や介護提供能力の低下に伴い、重度障害者の生活は極めて不安定な状況にあり、地域生活を支える体制は十分とは言えない。

重度障害者が家族の負担によらず地域において安心して生活できるようにするためには、国の強力なリーダーシップの下、支援制度の充実と十分な財政措置が必要不可欠である。特に多くの重度障害者が利用するグループホーム及び障害者支援施設の整備並びに移動支援事業及び居宅介護事業の安定的な運営は地域生活を支える基盤であり、これらの施策の一層の充実が重要である。

よって、国におかれては、重度障害者が家族の負担によらず、地域において安心して生活できるよう、グループホームの建設及び運営に対する国の財政支援を強化し、開設促進を図るとともに、移動支援事業及び居宅介護事業が安定的に継続できるよう制度を見直し、これに加えて必要な財政措置を講ずるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議会議案第5号

巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書

上記の議案を次のとおり加賀市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年3月19日

加賀市議会議長 山口 忠 志 様

提 出 者

加賀市議会議員	南 出 貞 子	加賀市議会議員	上 田 朋 和
//	福 永 哲 也	//	稲 垣 清 也
//	上 野 清 隆	//	中 谷 喜 英
//	荒 谷 啓 一	//	林 直 史
//	東 野 真 樹	//	林 茂 信
//	中 川 敬 雄		

巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書

近年、我が国においては、地震、台風、豪雨等の自然災害が頻発し、国民の生命、生活及び経済活動に甚大な被害を及ぼしている。特に、今後発生が懸念される南海トラフ地震等の巨大災害は、我が国全体に極めて深刻な影響を及ぼすことが想定されている。

このような状況を踏まえ、国は防災庁の設置を決定し、災害に強い国づくりを目指して体制整備を進めているが、実際の災害対応に当たっては、地方公共団体、地域住民、民間団体、ボランティア団体等との連携が不可欠である。

よって、国におかれては、国民の生命及び生活を守るため、災害に強い国づくりの実現に向け、下記の措置を速やかに講じるよう、強く要望する。

記

- 1 南海トラフ地震等の発生に備え、発災時における国の支援体制を一層強化し、被災地への人的、物的支援及び情報提供が円滑かつ迅速に行われる体制を確立するとともに、発災時の情報共有、避難計画、医療、福祉、インフラ維持等の分野において、地方公共団体との連携及び協働体制を平時から確実に構築すること。
- 2 新設される防災庁において、国と地方公共団体及び各種支援団体との緊密な連携を図り、災害対応の一元化及び迅速化を実現するための機能を強化するとともに、地方公共団体に対し、国の防災施策や制度を変更する際は、十分な説明を行い、適切な人的、財政的支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議会議案第6号

太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書

上記の議案を次のとおり加賀市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年3月19日

加賀市議会議長 山口 忠 志 様

提 出 者

加賀市議会議員	南 出 貞 子	加賀市議会議員	上 田 朋 和
//	福 永 哲 也	//	稲 垣 清 也
//	上 野 清 隆	//	中 谷 喜 英
//	荒 谷 啓 一	//	林 直 史
//	東 野 真 樹	//	林 茂 信
//	中 川 敬 雄		

太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書

近年、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、全国各地で太陽光発電設備が急速に普及している。特に、固定価格買取制度(FIT)の導入以降、多くの設備が設置され、地域の脱炭素化及びエネルギーの地産地消に寄与してきた。

しかし、制度開始から13年が経過する中で、設置当初の太陽光パネルが寿命を迎え、大量のリユース、リサイクル及び廃棄の問題が顕在化しており、不法投棄や不適切な処理への懸念も生じており、環境負荷の低減及び資源循環の確保が急務となっている。

再生可能エネルギーの推進及び循環型社会の実現は、持続可能な地域づくりの両輪であり、太陽光発電設備のライフサイクル全体を見据えた政策的支援が不可欠である。

よって、国におかれては、太陽光発電設備の廃棄及びリサイクルに関する制度整備並びに支援を強化し、地方公共団体が適正な処理及び資源循環を推進できる体制を構築するため、下記の措置を速やかに講じるよう、強く要望する。

記

- 1 廃棄される太陽光パネルからシリコン、銀、ガラス等の有用な資源を回収し再利用するため、国として研究開発支援並びにリサイクル施設の整備促進を図ること。
- 2 廃棄時における発電事業者及び施工業者の責任を明確化し、適切な処理ルートの確保、不法投棄防止策並びに処理業者の認定制度の充実を進めること。
- 3 地方公共団体が廃棄物処理及びリサイクル推進の現場で重要な役割を担っていることから、必要な財政的支援、人員配置、技術的助言等、国による包括的な支援体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。